

Volume 11

平成 27 年 3 月期決算の留意事項

有限責任 あずさ監査法人

パートナー 長岡 正浩

シニアマネジャー 丹羽 滋正

平成 27 年 3 月期決算においては、段階適用されていた平成 24 年改正退職給付に関する会計基準の改正事項が全面適用となり、また、複数の実務対応報告等が適用（予定）されます。本稿では、これらを中心に本 3 月決算における留意事項を取りまとめています。平成 25 年改正企業結合に関する会計基準が、平成 27 年 3 月期決算から早期適用可能となっており、この点についても言及しています。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りしておきます。

【ポイント】

- 平成 24 年改正退職給付に関する会計基準等の改正項目は、段階的に適用されてきたが、平成 27 年 3 月期決算から、原則として全面適用となっていることに留意する。
- 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用開始により、新たな開示が必要になることに留意する。
- 実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の適用開始により、適用対象となるリース取引を、オペレーティング・リース取引に係る注記に含める場合があることに留意する。
- 平成 26 年度税制改正および平成 27 年度税制改正（執筆時点で改正税法は未公布）により、法定実効税率が改定となり、繰延税金資産および負債の測定、また、税制改正の内容により繰延税金資産の回収可能性に影響を与える場合があることに留意する。
- 平成 25 年改正企業結合に関する会計基準等の改正項目の一部について早期適用可能となる。早期適用する場合には、早期適用対象の改正項目のすべてについて同時に適用する必要がある。適用する場合の移行処理に選択肢が与えられ、会社の実情に応じて判断することに留意する。



ながおか まさひろ
長岡 正浩
有限責任 あずさ監査法人
パートナー



にわ しげまさ
丹羽 滋正
有限責任 あずさ監査法人
シニアマネジャー

I

平成 24 年改正退職給付に関する会計基準関係および退職給付に関する会計基準の適用指針とその改正案

企業会計基準委員会より、平成24年5月17日に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「基準」という）および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「指針」という）が、公表されています。これらは「退職給付に係る会計基準」および関連する基準等を置き換えるものとされています。また、平成26年12月24日に同指針の改正案が公表されています。

1. 平成24年改正退職給付に関する会計基準関係

(1) 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

主な改正事項は次のとおりです。

- 積立状況を示す額（退職給付債務から年金資産の額を控除した額）をそのまま負債（退職給付に係る負債）または資産（退職給付に係る資産）として計上する結果、発生する未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）に計上する（基準13項、24項、25項、27項）。
- 数理計算上の差異および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用）については、その他の包括利益に含めて計上する。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う（基準15項）。

本改正は、連結財務諸表のみに適用されます。また、3月期決算会社においては、平成26年3月期の連結貸借対照表上、既に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を、税効果を調整のうえで貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識しています。平成27年3月期においては、その他の包括利益累計額に計上している未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用について、会社の会計方針に従って、その他の包括利益の調整（組替調整）により、費用処理することになります。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上することになります。

この改正は当面の間、個別財務諸表に適用しないものとされています。このため、連結財務諸表作成会社においては、連結と個別で会計処理が異なりますので、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨を、個別財務諸表に注記します（基準39項）。

(2) 退職給付見込額の期間帰属方法を含む退職給付債務および勤務費用の計算方法

退職給付債務および勤務費用の計算方法の改正点に関して、図表1のとおり改正されています。

図表1 退職給付債務および勤務費用の計算方法

	改正前	改正後
① 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準を原則とする。	期間定額基準と給付算定式基準の選択適用（基準19項）。
② 割引率	退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。	退職給付ごとの支払見込期間を反映するものでなければならず、たとえば、支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込み期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる（指針24項）。
③ 予想昇給率	合理的に見込まれる退職給付の変動要因には「確実に見込まれる」昇給等が含まれる。	予想される昇給等が含まれる（基準注5）。

退職給付見込額の期間帰属方法は、従来からの期間定額基準と、本改正で採用された給付算定式基準から選択することとされました。給付算定式基準とは、退職給付制度の給付算定式に従って、各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を退職給付見込額の各期の発生額とする方法とされています。ただし、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるものとみなして補正した給付算定式に従うものとされています。

本改正は、連結財務諸表および個別財務諸表において、原則として、平成27年3月期決算から適用となります。したがって、本改正の適用は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当し、所定の注記を行う必要があります。また、適用にあたっては、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理せず、適用に伴う会計方針の変更の影響額について、期首利益剰余金に加減することになります。

(3) 特別損益に計上できる過去勤務費用

規則的な費用処理額が特別損益に計上されることは適当ではないとの考えにより、過去勤務費用を特別損益に計上できるのは発生時に全額費用処理する場合に限定されることが、明確にされています（図表2参照）。

図表2 特別損益に計上できる過去勤務

改正前	改正後
新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務債務に係る当期の費用処理額が重要であると認められる場合には、当該費用処理額を特別損失として計上することができる。	新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められるときには、当該金額を特別損益として計上することができる。（基準 28 項但し書き）

(4) 表示・開示関係

数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法に関連して、科目名等の改正が行われています（図表3参照）。

図表3 平成24年改正に伴う科目名等の改正

改正前	改正後
退職給付引当金	退職給付に係る負債※
前払年金費用	退職給付に係る資産※
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

※ 個別財務諸表上は、退職給付引当金、前払年金費用の科目名が引き続き使用される。

また、本改正においては、年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）、その他の包括利益に計上された数理計算上の差異および過去勤務費用の内訳の開示の追加など開示項目の拡充が図られています（基準30項）。確定給付制度の注記事項については、図表4をご参照ください。

図表4 確定給付制度の注記事項（基準30項、適用指針53項～61項）

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
 - ② 企業の採用する退職給付制度の概要
 - ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
 - ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
 - ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
 - ⑥ 退職給付に関連する損益
 - ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳※
 - ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳※
 - ⑨ 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）
 - ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
 - ⑪ その他の退職給付に関する事項
-
- ⑫ 以下は連結財務諸表に注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- ※ 個別財務諸表では開示を要しない。

本改正は、平成26年3月期決算の連結財務諸表および個別財務諸表において、既に適用されています。平成27年3月期決算では、連結損益及び包括利益計算書または連結包括利益計算書において、「退職給付に係る調整額」（その他の包括利益）が表示されます。「退職給付に係る調整額」に関して、その他の包括利益に関する注記が必要となります。

2. 企業会計基準適用指針公開草案第52号（企業会計基準適用指針第25号の改正案）「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準委員会より、平成26年12月24日に企業会計基準適用指針公開草案第52号（企業会計基準適用指針第25号の改正案）「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」が公表されています。

本改正案は、平成24年1月31日付で、厚生労働省通知の一部改正が行われ、厚生年金基金および確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われたことに対応して、必要と考えられる改正を行うものです。

なお、本改正案における適用時期は、公表日以後適用するとして、平成27年3月期決算に適用されるよう審議が継続されています。本改正案の主な概要は、図表5、図表6に示すとおりです。改正案に基づく説明となりますので、改正時には異なる箇所が生じる可能性がある点については、あらかじめご容赦ください。

Ⅱ 実務対応報告第30号

企業会計基準委員会より、平成25年12月25日に実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」が公表されています。本実務対応報告は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引および受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引の会計処理および開示に関する当面の取扱いを定めるものです。

平成27年3月期決算においては、実務対応報告第30号が適用されます。本実務対応報告により、会計処理が明確になりましたが、本実務対応報告の適用前に締結された信託契約については、従来採用していた方法を継続することができます。本実務対応報告の対象取引を行っている会社にあつては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当し、本実務対応報告の適用に際しては、所定の注記を行う必要があるとともに、新たな開示事項が要求されることになります。

図表5 複数事業主制度に関する改正案

改正前	改正案
複数事業主制度の会計処理及び開示 (確定拠出制度に準じた場合の開示) 会計基準第33項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額)及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。 なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。 (新設)	複数事業主制度の会計処理及び開示 (確定拠出制度に準じた場合の開示：65項) 会計基準第33項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額及びその差引額)及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。 <u>「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないため、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる(第72-2項及び第126-2項参照、[開示例3])</u> なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。 (自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準：119-2項) (前半部分省略) <u>このため、複数事業主制度の会計処理において、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準として、年金財政計算における数理債務の額及び未償却過去勤務債務の額を用いる場合(第63項(2)及び(3)参照)には、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額及び「未償却過去勤務債務残高」の額に基づき制度全体の額を算定し、自社の負担に属する年金資産等を計算することに留意する必要がある。</u> (確定拠出制度に準じた場合の開示：126-2項) (前半部分省略) なお、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず欄外に注記されているため、注記の額を計算するにあたっては、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」(負債)の額に基づき注記の額を計算することに留意する必要がある。
(新設)	

図表6 小規模企業等における簡便法に関する改正案

改正前	改正案
確定給付制度の会計処理 小規模企業等における簡便法 (簡便法による退職給付債務の計算) (新設)	確定給付制度の会計処理 小規模企業等における簡便法 (簡便法による退職給付債務の計算：112-2項) 平成24年1月31日付で発出された厚生労働省通知により、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず、欄外に注記されることとなった(第72-2項参照)。このため、簡便法による退職給付債務の計算にあたり、年金財政計算上の数理債務の額を用いる場合(第50項(2)及び第51項(2)参照)には、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額に基づき退職給付債務を計算することに留意する必要がある。

図表7 実務対応報告第30号の概要と適用時期

	概要	適用時期
対象となる取引	従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引(従業員持株会型取引)及び自社の株式を受け取ることができる権利(受給権)を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引(受給権付与型取引)(3項、4項)	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。 ただし、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続することができる。
個別財務諸表	対象となる信託が所定の要件※を満たす場合、期末に総額法を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸表に計上する(5項、10項)。	
連結財務諸表	連結財務諸表作成上、個別財務諸表における総額法の処理をそのまま引き継ぐ(9項、15項)。	
信託の取扱い	信託について、子会社又は関連会社に該当するか否かの判定を要しない。また、信託は関連当事者に該当しない(9項、15項、68項)。	

※所定の要件

①委託者が信託の変更をする権限を有している場合

②企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであると認められない場合

図表8 実務対応報告第30号の会計処理

	従業員持株会型取引	受給権付与型取引
自己株式処分差額の認識時点	■ 信託による企業の株式の取得が、企業による自己株式の処分により行われる場合、企業は信託からの対価の払込期日に自己株式の処分を認識する（7 項）。	■ 同左（11 項）
従業員へのポイント割当等の処理	—	■ 従業員に割り当てられたポイントに応じた株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上する（12 項）。 ■ 信託から従業員に株式が交付される場合、信託が自社の株式を取得したときの株価に交付された株式数を乗じて算定した額を取崩す（13 項）。
期末における処理	■ 信託に残存する自社の株式を自己株式として計上する（8 項）。 ■ 信託の損益の純額が正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する（8 項）。 ■ 法的所有者が異なるため、企業の保有する自己株式と信託が保有する自社の株式の帳簿価額は通算しない（8 項）。 ■ 企業と信託との間の取引は相殺消去しない（8 項）。 ■ 総額法の適用により計上された自己株式については、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含め、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める（17 項）。 ■ 信託の資金不足のため、企業に負担可能性がある場合、負債性の引当金の計上の要否を判断する（8 項）。	■ 同左（14 項） ■ 同左（14 項） ■ 同左（14 項） ■ 同左（14 項） ■ 同左（17 項） —

図表9 実務対応報告第30号の開示項目

	連結財務諸表	個別財務諸表
対象となる取引を行っている場合	■ 取引の概要（16 項） ■ 総額法の適用により計上された自己株式について、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額及び株式数（16 項） ■ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額（16 項）	■ 同左（16 項） ただし、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。
株主資本等変動計算書	■ 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数（18 項） ■ 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数（18 項） ■ 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額（18 項）	■ 同左（18 項） （ただし、個別財務諸表における当該注記については、平成 26 年 12 月 24 日に企業会計基準委員会より、改正案が公表されている。詳細は、本稿 VI. 3 参照。）
1株当たり情報	■ 総額法の適用により計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数（17 項）	■ 同左（17 項） （ただし、個別財務諸表における当該注記については、平成 26 年 12 月 24 日に企業会計基準委員会より、改正案が公表されている。詳細は、本稿 VI. 3 参照。）
従来採用していた方法を継続する場合	■ 取引の概要（20 項） ■ 当該取引について、従来採用していた方法により会計処理を行っている旨（20 項） ■ 信託が保有する自社の株式に関する以下の事項（20 項） ① 信託における帳簿価額 ② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か ③ 期末株式数及び期中平均株式数 ④ ③の株式数を 1 株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か	■ 同左（20 項） ただし、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。

1. 実務対応報告第30号の概要と適用時期

実務対応報告第30号の概要と適用時期は図表7のとおりです。

2. 実務対応報告第30号の会計処理方法

実務対応報告第30号による具体的な会計処理は図表8のとおりです。

3. 実務対応報告第30号の開示

実務対応報告第30号による開示項目は図表9のとおりです。

Ⅲ 実務対応報告第31号および実務対応報告第31号の改正案

企業会計基準委員会より、平成26年6月30日に実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」が公表されています。本実務対応報告は、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、経済産業省が制定した「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」第3条第7号におけるリース契約に基づくリース取引に係る借手における会計処理について、これまで公表されているリース基準との整理、必要と考えられる会計処理を明確にするものです。

また、企業会計基準委員会より、平成26年11月21日に実務対応報告公開草案第43号（実務対応報告第31号の改正案）「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」が公表されています。本改正案は、平成26年6月30日に公表された実務対応報告第31号において、契約変更時の借手の会計上の処理については、別途定めるとしていたことに対応するものです。なお、本改正案における適用日は、公表日以後適用するとされています。

1. 実務対応報告第31号の対象と適用時期

実務対応報告第31号の対象と適用時期は図表10のとおりです。

2. 実務対応報告第31号の会計処理方法

実務対応報告第31号による具体的な会計処理は図表11のとおりです。

3. 実務対応報告第31号の開示

実務対応報告第31号による開示項目は図表12のとおりです。

図表10 実務対応報告第31号の対象と適用時期

	概要	適用時期
対象となる取引	経済産業省が制定した「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」（平成26年3月3日制定）第3条第7号におけるリース契約に基づくリース取引であり、「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業実施要領」（平成26年3月3日制定）第4の4に基づき基金設置法人とリース事業者（貸手）により締結された先端設備等導入支援契約に基づくリース取引	公表の日（平成26年6月30日）以後適用する。

図表11 実務対応報告第31号の会計処理

	会計処理
リース取引の判定	■ リース取引がファイナンス・リース取引に該当するか否かについては、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という）第5項の要件に基づいて判定する（3項）。 ■ 再リースに係るリース期間又はリース料を解約不能のリース期間又はリース料総額に含めるか否かについては、リース適用指針第11項及び第12項に従う（4項）。 ■ リース取引開始日後にリース取引の契約内容が変更された場合、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定を再度行う（5項）。
変動リース料	■ リース取引開始日において、借手により示されている合理的な想定稼働量を基礎とした金額をリース料総額に含める（6項）。
その他の事項	■ 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及びリース適用指針に従って会計処理する（10項）。

図表12 実務対応報告第31号の開示項目

	開示項目
変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引に係る注記	■ 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」第22項に定める解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含める（9項）。
その他の事項	■ 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の定めに従って開示する（15項）。

4. 実務対応報告公開草案第43号（実務対応報告第31号の改正案）「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」

実務対応報告第31号の改正案として公表された契約変更時の借手の会計処理は図表13のとおりです。以下の説明は、本改正案の内容に従っていますので、改正時には異なる箇所が生じる可能性がある点については、あらかじめご容赦ください。

図表13 実務対応報告第31号の改正案における契約変更時の借手の会計処理

	会計処理
契約内容が変更された場合のリース取引の分類の再判定の必要性	■ 契約変更時に、リース分類の再判定を行う。
再判定の方法	■ 契約変更後の条件に基づいて、当初のリース取引開始日に遡って判定を行う。 この場合、借手が現在価値基準を適用する場合において現在価値の算定のために用いる割引率は、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における借手の計算利子率を知り得る場合は当該利率とし、知り得ない場合、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における借手の追加借入に適用されていたであろうと合理的に見積られる利率とする。
オペレーティング・リース取引からのファイナンス・リース取引への変更の処理	■ 契約変更日より通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。原則として、次の①によるが、②とすることもできる。 ① 契約変更後の条件に基づいた将来のリース料を、借手が現在価値基準を適用する場合に用いた割引率で割り引いた現在価値と当初のリース取引開始日における借手の見積現金購入価額とのいずれか低い額から、契約変更時までの減価償却累計額相当額を控除した価額でリース資産を計上する。また、契約変更後の条件に基づいた将来のリース料を、現在価値基準を適用する場合に用いた割引率で割り引いた現在価値でリース債務を計上する。リース資産とリース債務との差額は、損益として処理する。 ② ①に従って算定されたリース債務の価額と同額のリース資産及びリース債務を計上する。

なお、借手の契約変更時の取扱い（本改正案）は、実務対応報告第31号におけるリース取引にのみ適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えるものではないとされています。

IV 実務対応報告第5号および実務対応報告第7号の改正

企業会計基準委員会より、平成27年1月16日に改正実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」および改正実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」が公表されています。

本改正は、平成26年度税制改正における地方法人税の創設に伴い、連結納税制度を適用した場合における税効果会計に関して、地方法人税の取扱いを明確にするものです。

実務対応報告第5号および実務対応報告第7号の改正の主な概要は図表14のとおりです。

図表14 実務対応報告第5号および実務対応報告第7号の改正の概要

	概要
連結納税主体の連結財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性	■ 連結納税主体を一体として判断する旨の記載を追加する。
連結納税会社の個別財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額	■ 連結納税会社ごとに計算される旨の記載を追加する。

これにより、連結納税制度を適用している場合、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は、法人税と同様に連結所得に基づいて回収可能性を判断することになるため、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

改正実務対応報告第5号および改正実務対応報告第7号は、公表日（平成27年1月16日）より即日適用されています。また、適用にあたっては、会計方針の変更とは取り扱われません。

V 平成27年度税制改正関係

平成27年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正大綱」では、一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正して、広く負担を分かち合う構造へと改革するために、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人税率引き下げを先行する税改革の方針が示されています。

具体的には、平成27年度を初年度として、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すために、平成27年度では、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大等を行い、法人税率について、現行の25.5%から、平成27年度に23.9%に引き下げ、大法人向けの法人事業税所得割（地方法人特別税を含む）について、外形標準課税の拡大にあわせて、現行

7.2%の標準税率を、段階的に平成27年度に6.0%、平成28年度に4.8%に引き下げ、地方法人特別税の税率について、現行67.4%を、段階的に平成27年度に93.5%、平成28年度に152.6%に引き上げることにしています。

これらの改正により、平成27年度税制改正大綱では、国・地方を通じた法人実効税率（現行34.62%）は、平成27年度に32.11%、平成28年度に31.33%となるとしています（図表15参照）。

なお、本稿執筆時点では、国会審議中のため、改正税法の公布日は明確ではありませんが、平成27年度税制改正大綱の取扱いを前提として、改正税法が3月末までに公布された場合、税効果会計に適用される法定実効税率の変更、繰越欠損金に係る繰延税金資産、連結財務諸表における一時差異の取扱い等に影響を及ぼす可能性がありますので、今後の改正税法の動向には留意が必要です。

Ⅵ 単体開示の簡素化による改正案

金融庁より、平成26年3月26日に公布された内閣府令第19号による財務諸表等規則等の改正と企業会計基準委員会が公表している会計基準等（適用指針、実務対応報告を含む）の間に生じた齟齬の解消のため、企業会計基準委員会より、平成26年12月24日に企業会計基準公開草案第57号（企業会計基準第1号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」等の以下の3つの会計基準等の改正案が公表されています。

なお、3つの会計基準等の改正案における適用時期は、公表日以後適用するとして、平成27年3月期に適用されるよう審議が継続されています。以下の説明は、改正案の内容に従っていますので、改正時には異なる箇所が生じる可能性がある点

については、あらかじめご容赦ください。

1. 企業会計基準公開草案第57号（企業会計基準第1号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」

企業会計基準第1号の改正案の概要は図表16のとおりです。

図表16 企業会計基準第1号の自己株式に関する注記の改正案

改正前	改正案
取締役会等による会社の意思決定によって自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性があるときは、その自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を、連結貸借対照表及び個別貸借対照表に注記する。	取締役会等による会社の意思決定によって自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性があるときであって、かつ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合（企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第9項(1)②及び(2)）には、決議後消却手続を完了していない自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を当該事項に併せて注記する。

本改正は、平成26年3月の財務諸表等規則の改正を踏まえ、個別財務諸表における決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記の取扱いについて、自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されないなかで、企業会計基準第1号の自己株式に関する注記（第22項）のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするものです。

図表15 平成27年度税制改正大綱における大法人の税率の改正案

	現行	改正案	
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	
法人事業税（所得割）（注1）	7.2%（4.3%）	6.0%（3.1%）	4.8%（1.9%）
地方法人特別税	67.4%	93.5%	152.6%
法人実効税率（注2）	34.62%	32.11%	31.33%

（注1）法人事業税（所得割）は、課税標準が年800万円超の所得の場合。カッコ内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

（注2）法人実効税率の計算式

	地方法人税創設前	地方法人税創設後
法定実効税率	$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$	$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$

（注）事業税率には、地方法人特別税が含まれる。

なお、平成27年度税制改正大綱という法人実効税率は、企業会計基準委員会では法定実効税率と呼称している。

2. 企業会計基準適用指針公開草案第53号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第2号の改正案の概要は図表17のとおりです。

図表17 企業会計基準適用指針第2号の無償で取得した自己株式に関する注記の改正案

改正前	改正案
無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合は、その旨及び株式数を連結財務諸表及び個別財務諸表に注記する。	無償で取得した自己株式の数に重要性があり、かつ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合（企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第9項(1)②及び(2)）には、その旨及び株式数を当該事項に併せて注記する。

本改正は、平成26年3月の財務諸表等規則の改正を踏まえ、個別財務諸表における無償で取得した自己株式に関する注記の取扱いについて、自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されないなかで、企業会計基準適用指針第2号の無償で取得した自己株式に関する注記（第15項）のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするものです。

3. 実務対応報告公開草案第45号（実務対応報告第30号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」

実務対応報告第30号の改正案の概要は図表18、図表19のとおりです。

本改正は、平成26年3月の財務諸表等規則の改正を踏まえ、個別財務諸表における従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する1株当たり情報に関する注記の取扱いおよび自己株式に関する注記の取扱いについて、1株当たり情報に関する注記および自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されないなかで、実務対応報告第30号の第17項および第18項の注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするものです。

図表18 実務対応報告第30号の1株当たり情報の注記の改正案

改正前	改正案
なお、1株当たり情報に関する注記において、第8項(1)又は第14項(1)において計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。	なお、1株当たり情報に関する注記を記載する場合には、第8項(1)又は第14項(1)において計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。

図表19 実務対応報告第30号の自己株式に関する注記の改正案

改正前	改正案
第3項又は第4項の取引を行っている場合、各期において、以下を株主資本等変動計算書に注記する。	第3項又は第4項の取引を行っており、かつ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を記載する場合（企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第9項(1)②及び④並びに(2)）には、当該事項に併せて以下を注記する。

VII 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁より、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が平成26年10月23日に公布されています。

本改正は、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、「女性の更なる活躍促進」の提言がなされたことを踏まえ、有価証券報告書等の「役員の状況」において、各会社の役員の男女別人数および女性比率の記載を義務付けるものです。

なお、併せて金融庁より公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」では、有価証券報告書を当事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合で、役員の選任に関する議案が定時株主総会等の決議事項とされている場合には、役員の選任に関する議案の内容と併せて、定時株主総会における議案が承認可決されたと仮定した場合の役員の男女別人数および女性の比率を記載すべきとの考え方が示されています。

本改正は、平成27年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。

VIII 決算短信・四半期決算短信作成要領等の改正

東京証券取引所は、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」のなかで、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」として、上場企業に対して、会計基準の選択に関する基本的な考え方（たとえば、IFRSの適用を検討しているかなど）について、投資家に説明するよう東京証券取引所から促すこととされたことから、決算短信に記載を求めることを上場企業に通知し、決算短信・四半期決算短信作成要領等を改正しました。

本改正により、「決算短信の一律に記載を要請している事項」の1つとして、(e)「会計基準の選択に関する基本的な考え方」が追加され、たとえば、IFRSの適用を検討しているか（その検討状況、適用予定時期など）を記載することが求められています。

なお、本記載は、平成27年3月31日以後に終了する通期決算に係る決算短信から開示することになります。

IX 会社法改正関係

第186回通常国会にて、「会社法の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に成立し、平成26年6月27日に公布されています。改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化ならびに株式会社およびその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るための措置を講じようとするものです。

改正会社法の公布に伴い、法務省より、平成26年11月25日に「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正意見募集」が公表されています。当該意見募集においては、改正会社法の施行日は平成27年5月1日とすることが明示され、平成27年1月23日に施行日を平成27年5月1日とする「会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布されています。

改正会社法の施行日は平成27年5月1日ですが、経過措置において、施行日以後に作成される事業報告については、改正後の会社法施行規則第124条第2項および第3項の規定を適用するとされていますので、事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ大会社に限る）であって金融商品取引法第24条第1項の規定により、その発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社が社外取締役を置いていない場合には、株式会社の会社役員に関する事項として、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告に含めなければならないとされています。

す。また、当該理由は、社外監査役が二人以上あることのみをもって理由とすることはできず、当該監査役会設置会社の当該事業年度における事情に応じた記載が求められています。

X 平成25年改正企業結合に関する会計基準関係

企業会計基準委員会より、平成25年9月13日に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および関連する他の会計基準等の改正が公表されています。また、これらの改正を受けて、日本公認会計士協会より、平成26年2月24日に会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」等の実務指針の改正が公表されています。

これらの平成25年改正企業結合会計基準等は、平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されますが、平成27年3月期決算においても早期適用が認められている改正項目があります。早期適用には条件があり、平成27年3月期において、早期適用する場合には、図表20の（4）①表示関係を除いて、すべて同時に適用する必要があります。

1. 平成25年改正企業結合に関する会計基準

主な改正事項、その概要および早期適用等は図表20のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 非支配株主（少数株主）との取引 (2) 取得関連費用の取扱い (3) 暫定的な会計処理の確定の取扱い (4) 表示・開示関係 |
|---|

2. 平成25年改正企業結合に関する会計基準等に関する平成27年3月期の留意事項

(1) 非支配株主との取引の改正

本改正は、支配が継続している場合（たとえば、支配獲得後の子会社株式の追加取得、支配獲得後の支配を喪失しない子会社株式の一部売却など）、子会社に対する親会社の持分変動により生じた差額を連結財務諸表上、資本剰余金とするものです。つまり、本改正の適用対象となる非支配株主との取引は、従来ののれんの計上や子会社株式売却損益の計上に代わり、資本剰余金を計上することになります。ただし、一部売却等の場合には、従来は売却持分に対応するのれんを減額していましたが、本改正では、当該のれんを減額処理しないとされています。また、売却に関連する法人税等は、資本剰余金から控除されます。

対象取引は資本剰余金として処理することになりますが、連結会計年度末において、当該取引による資本剰余金が借方

図表20 平成25年改正企業結合に関する会計基準等の主な改正事項と適用時期等

	概要	適用時期										
(1)	支配が継続している場合（子会社株式の追加取得、一部売却又は子会社の時価発行増資等の場合）の子会社に対する親会社の持分変動については、損益取引ではなく、資本取引として資本剰余金に計上する（連結財務諸表に関する会計基準 28 項から 30 項）。	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できる。過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金および利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。ただし、新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。										
(2)	企業結合における取得関連費用は、取得原価に含めるのではなく、発生した事業年度の費用として処理する（基準 26 項）。	同上。										
(3)	暫定的な会計処理の確定が企業結合の翌年度に行われた場合、影響額を翌年度の特別損益とするのではなく、企業結合年度の取得原価の配分額の見直しに反映する（基準注 6）。	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用できる。										
(4)	① 表示関係（表示科目名の改正）<table><tr><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>少数株主持分</td><td>非支配株主持分</td></tr><tr><td>少数株主損益調整前 当期純利益</td><td>当期純利益</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>親会社株主に帰属する当 期純利益</td></tr><tr><td>少数株主損益</td><td>非支配株主に帰属する当 期純利益</td></tr></table> (連結会計基準 26 項及び 39 項) ② 開示関係 ☆ 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項の注記（基準 52 項 (4)） ☆ 取得関連費用に係る注記（基準 49 項 (3) ④） ☆ 暫定的な会計処理の確定に伴う注記（基準 49-2 項）	改正前	改正後	少数株主持分	非支配株主持分	少数株主損益調整前 当期純利益	当期純利益	当期純利益	親会社株主に帰属する当 期純利益	少数株主損益	非支配株主に帰属する当 期純利益	① 表示関係（表示科目名の改正） 早期適用不可。 ② 開示関係 早期適用可能。 早期適用可能。 連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じとなる場合には、個別財務諸表においては、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。
改正前	改正後											
少数株主持分	非支配株主持分											
少数株主損益調整前 当期純利益	当期純利益											
当期純利益	親会社株主に帰属する当 期純利益											
少数株主損益	非支配株主に帰属する当 期純利益											

残、つまり、負の値となり、さらに、連結財務諸表における資本剰余金全体が負の値となる場合には、連結会計年度末において、資本剰余金を零として、当該負の値を利益剰余金から減額するとされています。

また、本改正の対象である支配が継続している場合の非支配株主との取引は、連結キャッシュ・フロー計算書においては、財務活動によるキャッシュ・フローに分類されます。

過去の期間における本改正への移行方法としては、①過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金および利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法又は②新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用する方法が、選択肢として認められています。

(2) 取得関連費用の取扱いの改正

個別財務諸表において、金融商品会計に関する実務指針により取得原価に含められた金額について、連結財務諸表において、取得関連費用とされるものは、発生した事業年度の費用として処理することとなります。

過去の期間における本改正への移行方法については、「(1)

非支配株主との取引の改正」と同様で、2つの選択肢が認められています。会社でどちらか一方の方法を選択することが可能です。

(3) 暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正

本改正の早期適用は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用できるとされていますが、改正の対象となる企業結合に係る処理は、暫定処理が確定する翌年度となることから、平成27年3月期においては、対象となる企業結合の特定が行われるだけです。したがって、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理の確定が、平成26年4月1日以後開始する事業年度において行われた場合には、損益影響額を特別損益に計上することになります。

(4) 表示・開示関係の改正

① 表示関係

本改正は、早期適用が認められていません。

② 開示関係

上記（4）①表示関係を除いた本改正の早期適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することから、所定の注記を行う必要があります。

(i) 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項の注記

非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項の注記として、非支配株主との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因および金額の注記が求められています。なお、個別財務諸表においては当該注記を必要としません。

(ii) 取得関連費用に係る注記

取得関連費用に係る注記として、主要な取得関連費用の内容および金額の注記が求められています。当該注記は、連結財務諸表および個別財務諸表に適用されますが、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じとなる場合には、個別財務諸表においては、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができます。

(iii) 暫定的な会計処理の確定に伴う注記

暫定的な会計処理の確定に伴う注記として、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合、当該見直しがなされた事業年度において、その見直しの内容および金額の注記が求められています。連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱い、上記（ii）の取得関連費用に係る注記と同様です。ただし、平成27年3月期決算においては、上記「(3) 暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正」で記述したように、対象となる企業結合の特定が行われているだけなので、当該注記が行われることはありません。

XI

実務対応報告公開草案第44号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」

企業会計基準委員会より、平成26年12月24日に実務対応報告公開草案第44号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表されています。

なお、本改正案の適用日は、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされていますが、早期適用も可能とされ、平成27年3月期から適用できるよう審議が継続されています。以下の説明は、本改正案の内容に従っていますので、本改正時には異なる箇所が生じる可能性がある点については、あらかじめご容赦ください。

1. 改正案の概要

本改正案の概要は図表21のとおりです。

図表21 改正案の概要

改正前	改正案
(1) のれんの償却 在外子会社におけるのれんは、連結決算手続上、その計上後20年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的方法により規則的に償却し、当該金額を当期の費用とするよう修正する。	(1) のれんの償却 在外子会社において、のれんを償却していない場合には、連結決算手続上、その計上後20年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的方法により規則的に償却し、当該金額を当期の費用とするよう修正する。
(6) 少数株主損益の会計処理 在外子会社における当期純利益に少数株主損益が含まれている場合には、連結決算手続上、当該少数株主損益を加減し、当期純利益が親会社持分相当額となるよう修正する。	(削除)

2. 早期適用および経過規定

早期適用および経過規定は図表22のとおりです。

図表22 早期適用および経過規定

早期適用	経過規定
「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いを除き、公表後最初に終了する連結会計年度の期首から適用することができる。 早期適用する場合、連結会計年度中の第2四半期連結会計期間以降からも適用することができる。この場合であっても、右記の経過的な取扱いは、連結会計年度の期首に遡って適用する。	適用初年度の期首に連結財務諸表において計上されているのれんのうち、在外子会社が平成26年1月に改正されたFASB-ASC Topic350に基づき償却処理を選択したのれんについては、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を適用する。 ① 連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却する。 ② 在外子会社が採用する償却期間が連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間を下回る場合に、当該償却期間に変更する。この場合、変更後の償却期間に基づき将来にわたり償却する。

XII 「金融商品会計に関する実務指針」 および「金融商品会計に関するQ&A」 の改正（公開草案）

日本公認会計士協会より、平成27年2月6日に会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」および「金融商品会計に関するQ&A」の改正についての公開草案が公表されています。

本改正は、企業会計基準委員会においてヘッジ会計の限定的な見直しをテーマとしてヘッジ関連規定の修正の検討が行われ、その結果として「異なる商品間でのヘッジ取引」および「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」の2つの論点に関連して、日本公認会計士協会に改正の検討依頼があり、日本公認会計士協会において検討が行われた結果、公開草案が公表されたものです（図表23参照）。

なお、現行の取扱いを明確化するためのものであるため、確定版の公表日以降に適用することが予定されています。

図表23 「金融商品会計に関する実務指針」および「金融商品会計に関するQ&A」改正案の概要

項目	改正案
異なる商品間でのヘッジ	他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることができることについて、その取扱いが明確であることを周知するための一文の追加・結論の背景の新設が提案されている（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第143項、第314-2項）。
ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性	ロールオーバーの一例として、当初、6ヵ月後に輸入を予定しているある商品の仕入価格の変動リスクをヘッジするため、輸入の見込時期に合わせた商品スワップ契約を締結していたところ、船積みの遅延から1ヵ月程度、到着が遅れることが明らかとなったため、元の商品スワップ契約を満期に決済し、改めて到着見込時期の価格変動をヘッジする新たな商品スワップ契約を締結するようなケースがある。このようなケースでは、引き続き当初のヘッジ指定時に特定された予定取引の実行が見込まれることから、元の商品スワップ契約の満期決済はヘッジの中止に該当し、それまでに繰り延べたヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、ヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで引き続き繰り延べることとなるが、その取扱いが明確であることを周知するため、Qの新設が提案されている（「金融商品会計に関するQ&A」Q59-2）。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
Kessan-Ryuijiko@jp.kpmg.com

監査品質管理部
パートナー 長岡 正浩

監査・不正リスク対応室
シニアマネジャー 丹羽 滋正

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.